

公益社団法人東京都薬剤師会定款

平成25年4月1日 施行
令和2年6月20日 一部改正
令和3年3月27日 一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都薬剤師会と称する。以下、「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに東京都内に所在する地区及び職域薬剤師会の連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、都民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の資質向上のための研修会等の開催及び生涯学習関連事業
- (2) 薬事衛生の向上・薬業環境の整備のための研修会等の開催及び関連事業
- (3) 医薬品の適正供給を確保し地域医療に貢献するための事業
- (4) 健康保険法等に基づく適正な保険調剤に関する指導及び関連事業
- (5) 薬学教育への支援・薬学生の実務実習支援に関する事業
- (6) 薬事関係法令等遵守の啓発及び関連事業
- (7) 医薬品等の試験検査に関する事業
- (8) 薬事関係情報の提供に関する事業
- (9) 公衆衛生の向上及び学校その他集団施設の環境衛生改善に関する事業
- (10) 都内各地区の医薬品・情報管理センターの運営に対する支援事業
- (11) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (12) 会員の福利厚生に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正 会 員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び法人、団体
- (3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した者

- (4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

(会員の資格の取得)

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を別に定める地区及び職域薬剤師会を經由して提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、入会申込書を地区及び職域薬剤師会を經由して提出できない場合は、本会に直接提出する。
- 2 入会基準及び入会手続きは総会で定める会員規程及び定款施行細則による。
 - 3 前2項の規定は第5条第4号に定める名誉会員は除く。
 - 4 会員は、日本薬剤師会の会員になることができる。

(正会員の権利)

- 第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第4項の権利（書面による議決権行使書面の閲覧）
 - (6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

- 第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
- 2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
 - 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費等を本会に支払う義務を負う。
 - 4 会費等の額及び支払方法は総会で定める会費規程による。
 - 5 前2項の会費等について、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

- 第9条 会員は、別に定める退会届を所属する地区及び職域薬剤師会を經由して本会に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、地区及び職域薬剤師会に所属しない会員の退会届は、本会に直接提出するものとする。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
 - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損した者。
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、前2条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 第8条に規定する会費等の納入を怠り、催告を受けた後、3箇月を経過してもなお支払わないとき。
- 2 前2条により会員資格を喪失した会員は、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
 - 3 会員資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代 議 員

(代議員)

- 第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の選出)

- 第13条 代議員の選出のために、別に総会で定める代議員選挙規程に基づき正会員による代議員選挙を、2年に1度、7月末日までに実施する。
- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利並びに代議員に選出される権利を有する。
 - 3 代議員は、代議員選挙規程第2条の別表1の選挙区ごとに選出するものとする。
 - 4 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くときに備え、補欠の代議員として、代議員選挙規程に基づき予備代議員を選出する。
 - 5 前項の予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
 - 6 前2項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第1項に定める代議員選挙終了の時までとする。
 - 7 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

(代議員の定数)

- 第14条 代議員の定数は次の各号のとおりとする。
- (1) 1選挙区の正会員が50人以内の場合は1人とする。
 - (2) 1選挙区の正会員が50人超の場合は、正会員50人ごとに1人とし、その端数が25人以下のときは切り捨て、その端数が25人超のときは1人に切り上げる。

(代議員の任期)

- 第15条 代議員及び予備代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再選を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
 - 3 代議員並びに予備代議員である者が正会員の資格を喪失したときは、同時に代議員並びに予備代議員の資格も喪失する。
 - 4 代議員並びに予備代議員は本会の理事及び監事を兼ねることはできない。

第5章 総 会

(構成)

- 第16条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第17条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 役員報酬並びに役員退職慰労金規程の承認
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 会員規程及び会費規程の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (9) 解散及び残余財産の処分
 - (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第18条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

- 第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の20日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、14日前まで短縮することができる。
 - 3 代議員総数の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長・副議長)

- 第20条 総会の議長及び副議長は、総会において2年ごとに、代議員の中から各1名ずつ互選により選出された者がこれに当たる。
- 2 議長・副議長の任期は、代議員の任期と同じとする。

(議決権)

- 第21条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

- 第22条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第23条 総会の決議は、代議員の過半数の出席があつて、出席代議員の議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面表決)

- 第24条 総会に出席できない代議員は、総会の開催1回ごとに、同じ選挙区において予め選出された予備代議員を代理人として議決権の行使を委任すること、又は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合、前2条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、総会の開催1回ごとに、出席代議員の中から2名を選出し、議事録署名人に指名する。
- 3 議長及び議事録署名人2名は、第1項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

- 第26条 本会に次の役員を置く。
- 理事 23名以上25名以内
 - 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以上4名以内を副会長、10名以内を常務理事とすることができる。また、常務理事のうち1名を専務理事とすることができる。

- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって法人法第91条第1項に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の、会長、副会長は、総会の決議によって推薦のあった者の中から選定できる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、理事会で決めた順位により、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故があるとき又は共に欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の旨を受けてその担当業務を分担掌理し、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会で決めた順位によりその職務を代行する。
- 6 会長及び業務を執行する理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、会長及び業務執行理事に関しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬並びに役員退職慰労金規程に従って算定した報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 3 役員が退職するに当たっては、役員報酬並びに役員退職慰労金規程に従って算定した退職金を支給することができる。

(顧問、相談役)

- 第33条 本会に、顧問、相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問、相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
 - 3 顧問、相談役は、会長の諮問に応え、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問、相談役は無報酬とする。ただし、職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
 - 5 前項に関する支給等の基準は、理事会で定める。

第7章 理 事 会

(構成)

- 第34条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長・副会長・専務理事・常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(会長・業務執行理事打合せ)

第40条 本会に会長・業務執行理事打合会を置き、会長、副会長、専務理事、常務理事によって次の職務を行う。

- (1) 理事会に付議すべき事項の問題点等の検討と理事会への報告
 - (2) 理事会が委任した事項 (法人法第90条第4項に定める事項を除く。)
- 2 会長・業務執行理事打合会は、必要に応じて会長が招集する。会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事間で決めた順位により招集する者となる。
- 3 会長・業務執行理事打合会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め業務執行理事間で決めた順位によりこれに当たる。

第8章 協力団体

(日本薬剤師会・地区及び職域薬剤師会との協力)

第41条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び、定款施行細則に定める地区及び職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(地区及び職域薬剤師会会長会)

第42条 本会に、第41条第2項の円滑な推進を目的として地区及び職域薬剤師会会長会(以下「会長会」という。)を置く。

- 2 会長会は、地区及び職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を議事とする。
 - (1) 事業の執行に関する理事会からの伝達、情報提供及び意見並びに情報交換
 - (2) 本会及び各地区及び各職域薬剤師会間の連携に関する事項
- 3 会長会は、理事会の決議により、会長が招集する。会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事間で決めた順位により招集する者となる。

第9章 委員会・職種部会

(委員会)

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員のほか、学識経験者等から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職種部会)

第44条 本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、職種を同じくする会員は、理事会の承認を得て、職種部会を組織することができる。

- 2 職種部会は理事会の諮問に応えるとともに、会長から委嘱された事項を行う。
- 3 職種部会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第46条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総代議員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書、資金の調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿、代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款の変更は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 本会が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(設置等)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局の職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第14章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第17条の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事である会長は山本信夫とし、業務執行理事は石垣栄一、上村直樹、齊藤睿、原博、阿部宏子、安部好弘、一瀬信介、上野浩男、大木一正、高橋正夫、永田泰造、松本有右とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の設立の登記の日における代議員は、第13条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日において効力を有した本会の定款に基づき代議員であった者とする。
- 5 第13条に定める代議員選挙は、設立の登記の日以降の直近の6月以前に行うものとし、前項の代議員の任期は当該代議員選挙終了の時までとする。